

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和元年10月1日

支出負担行為担当官

那覇地方法務局長 鈴木 和男

1 見積依頼に付する事項

- (1) 件名 那覇地方法務局保管書類（登記申請書）の運搬等作業請負契約
- (2) 仕様等 詳細は仕様書のとおり
- (3) 履行場所 詳細は仕様書のとおり
- (4) 履行期間 詳細は仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和1・2・3年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてD等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
ただし、競争参加資格を有しない者でも、過去の実績等により十分な履行能力が証明できるときは、参加を認める場合がある。
- (3) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。
なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。
ア 契約の相手方として不適当な者
(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理

事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (イ) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適當な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし，又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒900-8544

沖縄県那覇市樋川一丁目15番15号

那覇地方法務局会計課（担当：牧野又は伊計）

電話 098-854-7960（直通）

FAX 098-835-4038

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和元年10月1日（火）から令和元年10月25日（金）まで

土曜日，日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 配布場所

前記3の場所。

なお，郵送による送付を希望する場合は，返信用封筒へ切手を貼付の上，前記3宛て請求することとする。

- 5 見積書等の提出方法，提出期限及び提出場所
 - (1) 参加を希望する者は，次に掲げる書類を各 1 部提出すること。
 - ア 見積書
 - イ 参加適合証明書（添付書類含む。）
 - (2) 提出方法
持参又は郵送により行うものとする。
 - (3) 提出期限
令和元年 10 月 28 日（月）午後 5 時 15 分まで
 - (4) 提出場所
前記 3 の場所
- 6 見積合わせの日時
令和元年 10 月 29 日（火）午前 10 時（非公開）
- 7 履行場所等の確認
 - (1) 問合せ先
履行場所及び書類（登記申請書）の保管状況等を確認したい者は，前記 3 の担当者に希望日時を連絡し，日程を調整するものとする。
 - (2) 確認期間
令和元年 10 月 11 日（金）から同月 16 日（水）の期間中，土曜日，日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 8 契約の相手方の決定方法
予決令第 99 条の 5 の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で，最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- 9 契約保証金の納付
免除
- 10 その他
 - (1) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
 - (2) 請書作成の要否 要
 - (3) 参加を希望する者は，前記 5 (1) に示す見積書等を前記 5 (3) の期限までに提出すること。
 - (4) 使用する言語は日本語，通貨は日本円，時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）による。
 - (5) 代理人が参加する場合には，見積書，見積書を入れた封筒に委任者の住所・氏名のほか，代理人であることの表示，代理人の住所・氏名を記入し

て押印し，かつ委任状を提出すること。

(6) 詳細は，那覇地方法務局オープンカウンター方式実施要領による。